

御代田町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

御代田町教育委員会

目 次

1. 計画の目的・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の目的・現状

(1) 計画の目的

本計画は、御代田町の小中学校に勤務する学校職員が、働き方改革の理念に基づき、過度な業務負担を避け、心身の健康を保持しつつ教育の質を確保することで、子どもたちの学びを向上させることを目的とする。

(2) 御代田町の現状

御代田町では、「御代田町立小中学校職員の勤務時間等に関する規程」を定め、学校職員の勤務時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

当町における学校職員の時間外勤務の状況について、令和6年度は以下のとおりである。

【令和6年度の時間外勤務の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る 割合	月 80 時間を上回る 割合
小学校	月 54.2 時間	18.7%	3.0%
中学校	月 86.5 時間	32.5%	21.7%

時間外勤務の 45 時間を超える割合が、中学校の場合は 6 割を超えている。保護者からの過度な要求や個別最適な学習支援、部活動の対応などにより、業務の負担感が大きくなっている。

地域とより一層の連携を図ることによって、学校職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外勤務に関する目標

- ・中学校の月 45 時間を上回る時間外勤務の割合を 20% 台に削減する。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を、14 日以上を維持する。
(R 7 14.9 日)
- ・ストレスチェックを実施し、ストレス度が高い学校職員には医師等によるカウンセリングを実施する。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

【学校以外が担うべき業務】

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）
 - ・児童生徒が学校に登校する時間の見直しや、学校職員のフレックス制を検討する。また、見守り活動では引き続き、地域の見守り隊などに協力してもらい実施していく。
- 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）
 - ・保護者に対して、相談窓口（学校生活相談センター）周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる

体制を構築する。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

○調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・事務職員を中心に、校務支援システムの機能等を活用し、調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度末までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を目指す。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図っていく。併せて、部活動指導員の配置拡充を進める。

【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】

○授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、学校職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能を有効的に活用する。

(3) 学校職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

学校職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 ヶ月勤務時間外が 80 時間を超えた学校職員に、医師等による面接指導を実施する。
- ・ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとめた日数を連続して習得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて

- ・ 取り組みの着実な実行を図るため、当町の学校職員の勤務時間外の状態を把握し、定例教育委員会等において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局とともに取り組む。
- ・ 勤務時間外にかかる目標の達成状況については、出勤管理システムで把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らし課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、勤務時間外が長時間となっている学校職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、町部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、当町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。